

平成二十一年六月三十日受領
答弁第五六九号

内閣衆質一七一第五六九号

平成二十一年六月三十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員岩國哲人君提出国連憲章の旧敵国条項（第五十三条、第一百七条）に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員岩國哲人君提出国連憲章の旧敵国条項（第五十三条、第一百七条）に関する質問に対する答
弁書

一について

国際連合に関する諸問題について、関係国とは随時協議してきている。

二について

お尋ねの「憲章に署名はしたものの批准をしていない国々」の趣旨が明らかではなく、お答えすることは困難である。

三について

我が国としては、平成十七年九月の国際連合首脳会合成果文書において、国際連合憲章第五十三条、第七十七条及び第一百七条における「敵国」への言及を削除することを決意する旨記述されたことも踏まえ、国際連合安全保障理事会改革を含む国際連合改革の動向など、国際連合憲章の改正を必要とし得る他の事情も勘案しつつ、適当な機会をとらえ、国際連合憲章第五十三条、第七十七条及び第一百七条における「敵国」への言及の削除を求めていく考えである。